			二万五千五百円	
第一項第三号イ(2)	二万九千円	二万六千五百円	七千円	六千五百円
	三万二千円		八千円	
	三万八千円		九千五百円	
	四万四千円		一万千円	
	五万五百円		一万三千円	
	五万七千円		一万四千五百円	
	六万四千円		一万六千円	
第一項第三号ロ	三万三千円		八千五百円	
	四万千円		一万五百円	
	四万九千円		一万二千五百円	
	五万七千円		一万四千五百円	
	六万五千五百円		一万六千五百円	
	七万四千円		一万八千五百円	
	八万三千円		二万千円	
第一項第四号	四千五百円	千五百円	千五百円	
	六千円	千五百円		
第二項第一号	三千七百円	千円		
	四千七百円	千二百円		
	六千三百円	千六百円		
第二項第二号	五千二百円	千三百円		
	六千三百円	千六百円		
	八千円	二千円		

附則第十二条の三第五項を同条第二項とし、同条第六項中「第百七十七条の七第一項」を「第百七十七条の七第一項第一号イ及び第四号イ」に改め、「、当該営業用の乗用車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「令和五年度分」を「、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第三項」を「次」に、「同条」を「同項」に改め、同項に次の表を加える。

第一号イ	七千五百円	四千円	四千円
	八千五百円	四千五百円	二千五百円
	九千五百円	五千円	
	一万三千八百円	七千円	
	一万五千七百円	八千円	
	一万七千九百円	九千円	
	二万五百円	一万五百円	
	二万三千六百円	一万二千円	
	二万七千二百円	一万四千円	
	四万七百円	二万五百円	
第四号イ	四千五百円	二千五百円	

附則第十二条の三第六項を同条第三項とする。

附則第十二条の五第一項中「、第三項、第五項又は第六項」及び「から第六項まで」を「又は第三項」に改め、「次項」の下に「及び第五項」を加え、同条第三項中「百分の十」を「百分の三十五」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第二項の規定の適用を受けた国土交通大臣の認定等の申請をした者又はその一般承継人に対する法人税法の規定の適用については、同法第五十五条第四項中「次に掲げるもの」とあるのは、「次に掲げるもの及び地方税法附則第十二条の五第二項の規定による自動車税の種別割」とする。

附則第十四条第一項中「第九号」を「第十号」に改め、同条第二項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則第十四条の二中「公益社団法人二千二十五年日本国際博覧会協会」の下に「（次項及び第三項において「博覧会協会」という。）」を加え、同条に次の二項を加える。

2　市町村は、令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、博覧会協会との間に博覧会への出展参加契約を締結した者（博覧会に参加する外国政府、外国の地方公共団体及び国際機関を除く。）が博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対しては、第三百四十二条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課することができない。

3　市町村は、令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、博覧会協会との間に固定資産を博覧会協会に無償で貸し付けることを内容とする契約を締結した者が、当該契約に基づき博覧会協会に無償で貸し付ける固定資産（博覧会の用に供されるものであつて、博覧会協会に無償で貸し付けていることにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）に対しては、第三百四十二条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課することができない。

附則第十五条中第四項を削り、第五項を第四項とし、同条第六項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第十三項」を「第十二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「平成三十一年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を「令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで」に、「四分の三」を「六分の五（当該設備のうち大規模なものとして政令で定めるものにあつては、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一）」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「令和五年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「第十八項」を「第